



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社名学館ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 剛司  
(銘柄コード) 2455  
問い合わせ先 取締役 小口 政嘉  
電 話 052-834-4119

## 株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 27 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、平成 30 年 3 月 15 日開催予定の臨時株主総会における決議事項として、第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款一部変更の件」の 2 議案を付議することを決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 株式併合

##### (1) 株式併合を行う理由

当社の株主数は、平成 29 年 3 月 31 日現在 239 名ですが、これを大幅に減少させることにより、株主管理コストを削減し、株主総会の機動力向上を図るため、その具体的な方法として、平成 27 年 5 月 1 日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により少数株主様の権利保護を目的とした規定が整備されたと考えられることなどを総合的に考慮し、株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

なお、本株式併合の結果、当社の株主は、佐藤剛司及び佐藤あかねの 2 名(以下、この 2 名の株主をまとめて「残存株主」といいます。)となり、残存株主以外の株主の皆様は、1 株に満たない端数となる予定です。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 併合の割合

当社株式について 100 株を 1 株に併合いたします。

###### ② 効力発生日における発行可能株式総数

70 株

###### ③ 1 株未満の端数の処理方法

所有株式の数に 1 株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法第 235 条の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて交付いたします。具体的には、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数(その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項で準用する第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て売却し、当社がその全部を買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格は、裁判所の許可に基づき決定されることとなり、本株式併合の効力発生日の前日である平成 30 年 3 月 31 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数（本株式併合の結果 1 株未満の端数となる当社株式の数に限ります。）に当該売却価格を乗じた金額に相当する金銭が、株主の皆様へ交付されることとなる予定です。

(2) 株式併合の効力発生日

平成 30 年 4 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

前記の株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 70 株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、当社の株式については現に株券を発行しておりますが、株券管理の煩雑さ及び紛失のリスク等を勘案し、当社株式に係る株券を発行する旨の定款第 7 条（株券の発行）の規定を廃止（削除）するとともに、第 8 条（株式取扱規程）についても所要の変更を行うものであります。この定款変更により、当社の株券は平成 30 年 4 月 1 日をもって無効となります。

さらに、当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において議決権を行使することができる株主としておりますが、本株式併合の効力発生により、4 月 1 日の時点で当社の株主は残存株主のみとなります。そのため、定時株主総会における基準日についても所要の変更を行う必要があり、定款第 10 条（基準日）を変更するものであります。

(3) 定款変更の理由

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条（条文省略）	第 1 条～第 5 条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>70</u> 株とする。
<u>（株券の発行）</u> 第 7 条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>	（削 除）
（株式取扱規程） 第 8 条 当社の <u>株券の種類</u> 、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更及びその他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 7 条 当社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更及びその他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。
第 9 条（条文省略）	第 8 条（現行どおり）

<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年<u>4月30日</u>の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>第6条乃至第8条の変更は、平成30年4月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成30年4月1日の経過をもって削除するものとする。</u></p>
--	---

### 3. グリーンシート銘柄としての指定取消

当社は上記のとおり、本日開催の当社取締役会において、平成30年3月15日開催予定の臨時株主総会における決議事項として、「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」を付議することを決定したことから、日本クラウド証券株式会社により、グリーンシート銘柄としての指定取消届出書が提出される見込みです。今後の日程は次のとおりとなる予定です。

取扱証券会社による指定取消届出日	平成30年2月27日(火曜日)(予定)
定款変更のための臨時株主総会開催日	平成30年3月15日(木曜日)
グリーンシート銘柄としての取引最終日	平成30年3月28日(水曜日)(予定)
グリーンシート銘柄としての指定取消日	平成30年3月29日(木曜日)(予定)
株券廃止に係る定款変更の効力発生日	平成30年4月1日(日曜日)(予定)
株式併合の効力発生日	平成30年4月1日(日曜日)(予定)

以上